

筑後市北部交流センターへの PPA 方式による太陽光発電設備導入事業について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 25 日

筑後市長 西田 正治

1 事業概要

(1) 事業名

筑後市北部交流センターへの PPA 方式による太陽光発電設備導入事業

(2) 事業内容

PPA 方式により筑後市北部交流センターに太陽光発電設備を導入する。

※詳細は「筑後市北部交流センターへの PPA 方式による太陽光発電設備導入事業仕様書」のとおり。

(3) 事業期間

契約開始から撤去完了まで

2 PPA 単価 非公表

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（以下、「参加者」という。）は、参加申込書の提出期限時点で、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 指名競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者が満たす場合も可とし、様式 9 にその旨記載すること。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地

筑後市市民生活部かんきょう課（担当：佐々木・渡辺）

電話 0942-53-4120 FAX 0942-53-1589（※電話受付時間：平日 8:30 から 17:15）

メールアドレス kankyou@city.chikugo.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領、仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間
令和7年2月25日(火)から3月11日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日祝日を除く。

イ 交付場所
上記4(1)に同じ

(3) 質問期限及び回答

ア 質問書(様式8)を添付した電子メールで行い、受信確認の電話連絡を行うこと。

イ 質問期限
令和7年3月31日(月)午後5時

ウ 回答方法
令和7年4月3日(木)(予定)までに回答を市ホームページに掲載する。

(4) 参加申込

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要項、仕様書、市契約規則及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、キ、クは参加申込書等提出期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア 参加申込書(様式1) 1部

イ 参加資格に係る申立書(様式2) 1部

ウ 会社概要(様式任意)(会社概要、業務概要の分かるパンフレット等でも可) 1部

エ 誓約書(様式3) 1部

オ 役員等調書(様式4) 1部

カ 委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)(様式5) 1部

キ 登記事項証明書(全部事項証明書)の原本(3ヶ月以内のもの) 1部

ク 納税等証明書(滞納がないことの証明)(国税、都道府県税、市町村税)の原本 1部

※市の指名競争入札参加資格者名簿に登録がある者については、ウ、エ、オ、カ、キ、クは不要

(5) 企画提案

市によりプロポーザルへの参加が認められた者は、企画提案書及び添付書類を提出すること。

ア 企画提案書の内容

① 技術提案(様式任意)

② 事業遂行能力(様式任意)

③ その他提案(様式任意)

④ 業務実績(様式10)

⑤ 契約PPA単価及び発電設備導入前後の電気料金〔参考見積〕(様式任意)

※詳細は「筑後市北部交流センターへのPPA方式による太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり。

イ 提出場所

上記4(1)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

エ 提出期限

令和7年4月16日(水)午後5時(必着)

5 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案について、筑後市北部交流センターへのPPA方式による太陽光発電設備導入事業プロポーザル審査委員会において、書面及びプレゼンテーションにより評価し、候補者の選定を行う。

(1) 1次審査（書類審査）

企画提案について書類による審査を行う。参加者が多数の場合には、1次審査通過者を4者程度に絞り込むものとする。参加者が少数の場合には、全員を1次審査通過者とみなすものとする。

ア 期日

令和7年4月22日（火）

イ 審査結果の通知

令和7年4月23日（水）に電子メールにて通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査通過者を対象にプレゼンテーションによる審査を行う。

ア 期日

令和7年4月30日（水）

イ 審査結果の通知

2次審査の参加者全てに電子メールにて通知する。

※ 詳細は「筑後市北部交流センターへのPPA方式による太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり。

6 失格事項

(1) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ その他仕様書を満たさない提案であった場合

(2) 契約締結後に提出書類等に虚偽の記載が判明した場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行う場合がある。その場合において、新たに本業務の受託者を選定し、契約するまでの間は、無償で業務を遂行するものとする。

7 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、筑後市情報公開条例（平成14年6月25日条例第29号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

8 その他

(1) 本事業は、補助金の活用を前提とするものであり、事業者は基本協定に基づき、補助金交付申請を行い、交付決定後に契約を締結するものとする。活用する補助事業として、環境省所管の「PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」を想定しているが、補助率・補助額が同等以上の補助事業の活用を妨げるものではない。

また、事業期間中、補助金の不採択など、当初計画どおりに事業継続が難しい状況が生じた場合は、双方協議のうえ事業計画の見直しを行うものとする。協議の結果、事業中止となった場合、市による事業者への補償は行わない。

(2) 詳細は、実施要領、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。